反ヘイトスピーチの市民運動

---- 京都朝鮮学校襲撃事件訴訟をめぐる取組みを事例に ----

波多野綾子

1. はじめに:本稿の目的と意義

世界中で膨張するレイシズムと超国家主義の流れの中、日本においても在日コリアンなどのマイノリティを対象としたいわゆるヘイトスピーチを伴う過激なデモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上のウェブサイト等で喧伝され、国内外からの批判を浴びることとなった((財)人権教育啓発推進センター[2016])。ヘイトスピーチは「憎悪表現」ともいわれ、その定義・外延はそのものが問題となるが、本稿では、人種、民族、宗教、性別、性的指向等の属性にもとづいて、不特定の対象に対して憎悪などを表明する表現とする(師岡[2013: 38-50]、金[2015]等)。

このようなヘイトスピーチを伴うデモの中で、 「在日特権を許さない市民の会」(以下「在特 会 |) 等右派団体のメンバーや関係者らが、 2009年12月から2010年3月に3回にわたって、 京都朝鮮第一初級学校(以下「京都朝鮮学 校一を標的にし、拡声器を用いて同学校の子 どもたち及び学校関係者に過激な差別言論を多 用する怒号を浴びせ、同デモを撮影した映像を インターネットで公開したのが京都朝鮮学校襲 撃事件である。2013年10月7日、京都地方裁判 所は、これらの行為を人種差別撤廃条約で禁止 されている「人種差別」に該当する不法行為で あると認定し、在特会らに対して街宣活動の禁 止と不法行為に基づく損害賠償として、合計約 1,200万円以上にものぼる高額の賠償金を支払 うよう命じる判決を下した(京都地判平成25

年 10 月 7 日判時 2208 号 74 頁)。この判決は、2014年 7 月の大阪高裁における二審判決でも維持され(大阪高判平成 26 年 7 月 8 日判時 2232 号34頁)、2014年12月に最高裁で確定した(最決平成26年12月 9 日判例集未登載)。

本稿で紹介する調査の目的は、この京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟過程及び判決がヘイトスピーチの被害者及び反ヘイトスピーチを掲げる社会運動にどのような影響を与えたかを明らかにすることである。訴訟が社会問題の解決につながるか否かは社会運動の研究者たちにとっての主要な研究テーマの一つとなってきたが(Albiston [2011] 等)、本調査の結果はそのような議論における一事例として重要な示唆を持つものと考えられる。

本稿は、まず調査の概要を述べた後(Ⅱ)、 調査結果を考察とともに記述し(Ⅲ)、最後に 京都朝鮮学校襲撃事件訴訟が反ヘイトスピーチ の社会運動に及ぼした影響について本稿で得ら れた知見を確認する(Ⅳ)。

||. 調査の概要

調査は2016年7月~11月に4回にわけて実施され、京都朝鮮学校襲撃事件訴訟や反へイトスピーチの社会運動に携わる主な団体のメンバー等5名を対象に、60分から120分の半構造化インタビューを行った(表参照)。本稿の問題意識に合わせ、京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟が当事者及び社会運動に及ぼした影響についての質問を中心に、各アクターがどのような

運動を行い、国内の地域的な運動と国際的なアドボカシーがどのように連関しているかについても合わせて質問を行った。

インタビュー先の選定については、訴訟と社会運動の関係を多角的に分析するため、多様な立場からの見方を提供していただくことを重視した。結果として、長く国内外で人種差別問題についてアドボカシー活動を行っているNGOの職員(A氏)、法務省で人権擁護・ヘイトスピーチ問題を担当している部局の官僚(B氏)、実際に京都朝鮮学校襲撃事件の弁護団の一員として訴訟過程に参加していた弁護士(C氏)、反ヘイトスピーチを掲げるカウンター活動の参加者(D氏、E氏)という多様なアクターから聞き取りを行うことができた。

表

	聞き取り 対象者	実施日	所属
1	A氏	2016年 7月27日	反差別国際運動 (IMADR)
2	B氏	2016年 7月29日	法務省人権擁護局
3	C氏	2016年 11月13日	法律事務所
4	D氏、E氏	2016年 11月24日	アンチ・レイシズ ム プロジェクト (ARP): D氏は会社 員、E氏は研究者

(出典) 筆者作成

説、京都朝鮮学校襲撃事件の反へイトスピーチ運動への影響

Ⅲ.1. 訴訟当事者の意識変化

C氏は、「元々は、(京都朝鮮学校の) 当事者の側は、(訴訟提起に) 懐疑的であった」と述べる。在日コリアンに対しての長年に渡る差別の歴史に加え、度重なるヘイトデモの被害を受けた京都朝鮮学校関係者の間には、司法や警察に対する不信感や諦念があふれていた。「(司法に対する) 不信感はそうそう簡単には払拭でき

ない。弁護団が裁判に協力してほしいと説明し ても、実はなかなかのってきてもらえなかっ た」が、「弁護団の民事訴訟の書面を読んでも らったことがきっかけで、(当事者の) 意識が 変わってきた」(C氏)。本事件では、その深刻 さに問題意識を持った法律家たちが全国から集 まり、100人を超える弁護団を組織、在日コリ アンにも学ぶ権利、生きる権利、ここで生活す る権利があり、それをきちんと主張しなければ ならない、と一年の時間をかけて京都朝鮮学校 関係者らを必死に説得し、訴訟の提起を後押し したのである。「(本判決の) 一番大事なところ は、(当事者の) 司法に対しての期待というか 信頼というか、そういうものの回復だった」と C氏は振り返る。判決の後、京都朝鮮学校関係 者は「日本の裁判所というのは、在日を摘発す る側、迫害する側、だからお互いに『敵国』の 意識だった」が、「(今回の判決の下)人権とい う一つのルールの下で、社会の一員として認め られることで、ようやく敵味方の関係を超えて、 一緒にやっていく議論がスタートした」と感謝 したという (C氏)。

京都朝鮮学校関係者側は、裁判での勝訴によって、その主張に対する正当性及び社会的認知を獲得し、かつ勝訴によって高額の賠償金や街宣活動の差し止め命令という実体的効果を得た。しかし、判決にはあらわれない訴訟提起に至るまでの議論やその後の裁判過程は、京都朝鮮学校関係者にとって自分たちの権利を確認し、心の傷の回復へと向かう重要な過程であったといえる。これによってもたらされた司法への信頼の回復、そして「日本の裁判所が、在日の味方をするということがありうる」(C氏)という認識の広がりは、その後、他の訴訟や法的措置への訴えにも影響していったと考えられる(1)。

Ⅲ.2. 反ヘイト運動の広がり

京都朝鮮学校襲撃事件後、全国に広がった反

ヘイト運動には多様な活動が含まれているが、

- (1) NGO等を中心としたアドボカシー活動、
- (2) 地域社会を中心とした活動、(3) インターネットを情報発信や伝達に用いる新しい社会運動の3つに大別できると考えられる。

(1) について、ヘイトスピーチに関する国内 外のアドボカシー活動の中心を担っていた「人 種差別撤廃NGOネットワーク (ERDネット) は、2005年に国連の特別報告者が日本に向けて 出した人種差別に関する報告・勧告の国内実施 を目指すため、2007年に発足(IMADRはERD ネットの事務局を務める)、「院内集会や勉強会 を行なったり、人種差別撤廃委員会(CERD) 日本審査に参加したり」(A氏)といった活動 を行ってきた。2014年に行われた国連自由権規 約委員会及び国連人種差別撤廃委員会の日本政 府報告書審査においても、これらの団体が京都 朝鮮学校襲撃事件や判決等にも言及しながら、 国連に対して活発に働きかけを行った結果、へ イトスピーチに対して対応を求める厳しい勧告 が日本政府に出された。法務省のB氏は「国連 からの勧告がその年(2014年)の7月、8月に 出ていたといった状況もありながら、(同年11 月に) 国の機関として所掌させていただいてい る枠組みの中で何ができるのか、ということを 検討した結果 | 法務省としてヘイトスピーチに 対する啓蒙・教育の取組みを始めたという。ま た、2016年5月の「本邦外出身者に対する不当 な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関す る法律 | (以下、「ヘイトスピーチ解消法 | とす る)の成立においても、「表現の自由も絶対で はなく、度を越したヘイトスピーチは禁止しな いといけないという(国連の)勧告をもとに、 弁護士や研究者、NGOが積極的に(政府に) 働きかけたこと」が大きな効果を与えたとA氏 は分析している。

インタビューでは、社会運動において(2) 地域社会の果たす役割も明らかになった。ヘイ

トスピーチ解消法の制定においては「川崎の方 たちの戦いが一番大きかった | とA氏は述べる。 川崎の特に桜本地区は、戦前から工場建設や土 木労働等のために多くのコリアンが住んでおり、 関東地域では最大規模のコリアン集住地域であ る。川崎では「崔江以子さん⁽²⁾という方がカウ ンターデモにたち、政府にも直接交渉し、参議 院法務委員会の質疑にも参考人として立ちしへ イトの解消を必死に訴えた結果、「彼女たちが 体験しているすさまじいヘイトスピーチに国会 議員も『これはひどい』と何とかしなければな らない現実を突き付けられた | (A氏)。また、 「川崎市では、ヘイトスピーチ解消法の成立後、 多くの市民団体が川崎市長に対して、ヘイトス ピーチ・デモに対処するよう強く要望を行なっ た結果、川崎市長は、(ヘイトスピーチ・デモ 主催者に)集会、出発、解散地点となる公園の 使用を認めない決定をした」(A氏) ことも川 崎の地域社会を基盤にした運動の強さを示して いる。

他方、京都では、差別攻撃は「分断の方向」に働き、「地域の連帯の力がうまく作用しなかった」(C氏)。京都では、「裁判に勝って流れができた後には(地域社会は)支援の輪のなかに戻ってきた」が、「事件直後の一番助けてほしい時には沈黙していた」(C氏)。このように再度の襲撃や被害への恐怖から積極的な行動に出ることが難しい場合、地域社会の中での見えない緊張や摩擦が生まれることがある。これも、ヘイトスピーチが地域社会に及ぼす深刻な被害の一つである(山本[2015: 55])。

このような違いの背景として、A氏は、「川崎はもともとコリアンに限らず、フィリピンやバングラデシュ、スリランカなど、在日外国人が多い地域で、違う国・文化の人びとと、違和感なく共生していた地域なので、ヘイトが来たときに団結できた」「銀座や渋谷と違って『自分たちの地域』という意識も強い」と多文化共

生のモデル地域としての川崎の特性を指摘する。 新大久保で調査を行いながらカウンター活動に 携わるE氏も、特に韓流ブームを背景にニュー カマーを中心とする商業エリアとして発展した 新大久保と異なり、川崎には多文化共生と市民 運動の歴史があり、また地域で多文化共生の実 現に取り組む「ふれあい館」の職員やそれをと りまく人びとが、地域運動の主体として中核的 な役割を果たしたという。「川崎は、ふれあい 館、日本でも多文化共生のモデルと言われる時 があります。そういった長年の実績があって、 ああいうことが起こった時に中心となって動け る主体はあるということですね。大久保の場合 は結局なかなか難しい。NGOとかNPOの類は たくさんあるんですよ。色々な立場で動いてま すけど、なかなか地域の主体となって動けるよ うな組織なりというのはなかなかない | (E氏)。 このようにヘイトデモが繰り返された在日コリ アンの集住地域といっても、地域の歴史等各々 のおかれた状況ごとに全く異なる運動の様相が 見られる。

最後に、(3) 新しい社会運動である。ヘイト スピーチが京都朝鮮学校襲撃事件等を通じ世間 に広く知られるようになると⁽³⁾、在特会などの デモは各地で反ヘイト団体による反撃(カウン ター) に遭遇するようになる。D氏が述べるカ ウンター活動の特徴は、小熊[2016]が述べる 2010年代の新しい社会運動の特性にほぼ当ては まる。これらの運動では「学生・知的労働者・ 都市部のサービス職に従事する労働者 | が中心 的な担い手となっており、その多くは比較的近 年社会運動に加わったメンバーも多く、組織や メンバーの境界は極めて曖昧かつ流動的であり、 TwitterやFacebookなどのSNSを情報発信・伝 達に用いている (小熊2016: 210-219)。D氏は 人権擁護活動や社会運動に取り組んだことはな かったが、メディアで知ったヘイトスピーチの 酷さにショックを受け、2013年3月に反ヘイト

活動を開始、基本的人権尊重と差別反対を軸に ARPの運動を続けながらERDネットや京都朝 鮮学校襲撃事件訴訟を支援する団体にも関わり、 ネットワークによって活動の幅を広げている。 平和的にプラカードや風船を掲げる運動から、 ヘイトデモを止めるためには実力行使も辞さな いという団体まで、カウンター運動にも様々な グループややり方、変遷があり、メンバーの出 入りや活動も非常に流動的であることがわかっ た。

IV. 終わりに

調査を通して、京都朝鮮学校襲撃事件にかかる訴訟過程及び判決が京都朝鮮学校関係者の自己認識・権利意識に影響を与えたことがわかった。このような判決には表れない訴訟過程の内的作用の一端を明らかにすることは人権確保を目的とする訴訟の多様な側面を見るために重要である。

また、多様な反へイト活動を行うアクターのいずれにおいても、京都朝鮮学校襲撃事件訴訟 判決については社会運動を強く後押ししたと評価する。この背景には、同判決が様々な活動に 通底・共鳴する普遍的な人権規範に基づいて在 特会らのデモを人種差別と断じたことが大きい のではないかと考える。

本調査では様々なアクターの視点を通じて訴訟と社会運動に関する論点をあぶり出すことができたが、あくまでも限定された事例・範囲での議論である。本調査でも触れられた地域ごとの運動の違いなどは、更なる調査によってその歴史性やダイナミズムを一層明らかにする必要があるだろう。また、近年見られる新しい社会運動間の連関についても、より広範囲に渡る調査によって特性を明らかにしていくことが求められる。本稿がそれらを多角的に検討するための一歩となれば幸いである。

追記

ご多忙の中本調査にご協力いただいた方々には、資料のご提供やインタビューに関連するやり取りを含めて、 心より御礼申し上げる。

註

- 1. 朝鮮学校襲撃事件訴訟において朝鮮学校側が勝訴判決を得た後、在日コリアン等に対する人種差別をめぐる 訴訟が次々と起こされた。また、C氏によれば、京都朝鮮学校襲撃事件判決での成功が、徳島県教組業務妨 害事件(2013年8月6日、徳島県教職員組合による四国朝鮮初中級学校への寄付に抗議するとして組合事務 所内で抗議活動を行った在特会やその関係者に対して、徳島県教組が損害賠償及び慰謝料を請求した民事訴 訟)の最高裁での勝利(2016年11月2日)にも影響したという。
- 2. 社会福祉法人「青丘社」が、川崎市より受託して運営する「ふれあい館」の職員である在日コリアンの女性。 ふれあい館は、基本的人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していくことを 活動理念に掲げ、地域における多文化共生のための場となっている(神奈川新聞「時代の正体」取材班 [2016]他)。
- 3. ヘイトスピーチに関する実態調査報告書によれば、ヘイトスピーチ関連報道が 2014年半ばに多かった背景 には、京都朝鮮学校襲撃事件判決や国連による日本政府への勧告等がある ((財) 人権教育啓発推進センター [2016: 124])。

文献

小熊英二 (2016)「波が寄せれば岩は沈む ——福島原発事故後における社会運動の社会学的分析」『現代思想』 44(7): 206-237.

神奈川新聞「時代の正体」取材班 (2016)『ヘイトデモをとめた街』現代思潮新社.

金尚均 (2015)「ヘイト・スピーチの定義」『龍谷法学』 龍谷法学48(1): 19-60.

公益財団法人人権教育啓発推進センター (2016)『平成27年度 法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』

中村一成(2014)『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件: <ヘイトクライム>に抗して』岩波書店。

師岡康子(2013)『ヘイトスピーチとは何か』岩波書店.

山本崇記 (2015)「ヘイトスピーチ/ヘイトクライムと修復:裁判において問われなかった二つのポイント――地域社会と支援組織」『法学セミナー』726:54-56.

Albiston, Catherine R. (2011) "The Dark Side of Litigation as a Social Movement Strategy", *Iowa Law Review Bulletin*, 96: 61-77.

*法律・条約・判例については本文中に参照したものによる。

受稿2017年9月8日/掲載決定2017年11月1日